



情報(第 60 号)



745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

防府天満宮通り松：防府天満宮入口にクロマツ。左側店舗は、うめてらす。

時間外労働の上限規制



1 働き方改革施行

本年4月より働き方改革が施行され、早くも3か月が経過しました。中小企業では、法定の年次有給休暇が10日以上付与されている全ての労働者に対し、毎年5日、確実に取得させる事項がまずは課題となっています。時の経過とともに違反になってしまったということがないように、先を見越した対応が必要です。

そして、次なる課題は、企業によってはまだ深刻となる、時間外労働の上限規制です。今号では、この解説を行います。

2 時間外労働の上限規制の内容

これについてまとめると次のとおりで、中小企業では、令和2年4月1日から施行されます。

これに違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。

- (1) 時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。
- (2) 臨時的な特別の事情があり、労使が合意しても、以下を超えることはできません。
 - ① 年720時間以内
 - ② 複数月平均80時間以内（休日労働を含む）
2か月平均、3か月平均、4か月平均、5か月平均、6か月平均が全て1月当たり80時間以内であること
 - ③ 月100時間未満（休日労働を含む）
 - ④ 時間外労働月45時間を超えることができるのは、年6か月まで

3 課題と対策

月の時間外労働が30時間未満である企業ならば、前項の原則、上限規制を超えることはありませんから、一応、安心してよいのですが、これを超える企業は、「注意」、更に月45時間を超えることがある企業ならば、「警戒・要改善」といえます。

増収増益、生産性向上を図りつつ、要改善をしていくことは一長一短ではできず、まだ時間があるのではなく、もう時間が迫っていることを認識し、課題の炙り出しと対策を構築する必要があります。

なお、建設業、自動車運転の業務等では、令和6年3月31日まで猶予期間があります。

4 労働時間管理の複雑化

2のとおり、複数月平均80時間以内は、やっかいでうっかりすると違法となり

ます。

例えば、7月に100時間の時間外労働をしたとすれば、8月では、60時間しかすることができません。これが3か月平均、4か月平均、5か月平均、6か月平均とずっといわば監視する必要があり、管理に労力を要します。ですから、80時間を超える時間外労働というものは、1年に1回くらいしかない例外的なものというくらいの意識が必要です。

5 法定割増率賃金率の引上げ(令 5.4～)

令和 5 年 4 月からは、中小企業においても 1 か月 60 時間を超える時間外労働に対しては、50%以上割増賃金を支払う義務が生じてきます。したがって、長時間労働は、ますます企業のリスク要因となることをご承知ください。

6 労働時間抑制策

今、大変な人手不足です。企業は、常に若い人材を確保していかなければやがて経営が行き詰まります。現代の若者の仕事に対する意識は、「楽しく働きたい」が不動の 1 位を占めており、個人の生活と仕事を両立させたいとの意識が 2 位です。時間外労働が多い企業は、若者が振り向きもしないこととなります。

働き方改革を契機として、取引先も巻き込み労働時間を抑制し、かつ、生産性を向上させる『改革』を実施することが不可欠です。

労働時間抑制の課題と対策は企業によって多種多様ですが、要は、今、その改革に着手するのもしないのかによって、未来の明暗が分かれます。

問題：時間外労働削減（労働時間抑制）	
課題（解決すべき事項）	左記の対策
①労働者意識改革	①事業主・社会保険労務士からの指導、注意喚起
②定時退社前提の仕事の発想転換	②ノー残業デー設定、定時退社呼びかけ
③仕事の優先順位を明確化	③日報等活用による業務進捗管理
④短納期発注を抑制	④取引先に協力依頼
⑤労働者のスキル向上	⑤研修強化
⑥労働者の多能工化	⑥複数人が担当できる体制構築
⑦仕事の重複化排除	⑦会社内会議によって重複作業洗出し
⑧無駄の排除	⑧情報共有によって癖・悪習排除
⑨労働時間効率化	⑨テレワーク等導入（助成金活用）
⑩給与体系等見直し	⑩生産性向上分を賞与で還元等

当法人では、労働時間抑制の提案・管理を行っています。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
 銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦
 TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
 E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
 URL: https://ginza-syaroushi.com/